

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると3,070,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 3 社会保険料等の628,868円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円 ($50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$) と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 ($56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$) との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が48万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額1,985,418円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
628,868円	+ 71,550円	+ 45,000円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円

= 1,985,418円

- 10 差引課税給与所得金額1,084,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
3,070,400円	- 1,985,418円	= 1,084,982円 → 1,084,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

- 11 差引課税給与所得金額1,084,000円に対する算出所得税額を「令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、54,200円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
1,084,000円	× 5%	= 54,200円

- 12 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額54,200円に102.1%を乗じて求めた55,300円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額55,300円と1月から12月までに徴収された税額の合計額54,072円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が1,228円少ないため不足額1,228円が生じます。
- 15 この不足額1,228円は、本年最後に支給する給与から徴収することになります。